

新宿区大規模マンション及び開発事業に係る市街地環境の整備に関する
条例施行規則第3条第7号に係る基準を定める要綱

令和8年3月24日
7 新都住居第1941号

(趣旨)

第1条 この要綱は、新宿区大規模マンション及び開発事業に係る市街地環境の整備に関する条例施行規則(令和8年新宿区規則第22号。以下「規則」という。)第3条第7号に規定する生活利便施設に係る基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、新宿区大規模マンション及び開発事業に係る市街地環境の整備に関する条例(令和8年新宿区条例第31号)で使用する用語の例による。

(生活利便施設に係る基準)

第3条 規則第3条第7号に掲げる区長が別に定める基準は、大規模マンションの新築等にあつては別表第1に、開発事業の実施にあつては別表第2に定めるとおりとする。

別表第1

事項	内容
食料品又は日用品を扱う店舗	大規模マンションの新築等により営業を廃止する食料品又は日用品を扱う店舗がある場合には、新たな食料品又は日用品を扱う店舗の整備について検討すること。
公衆浴場	大規模マンションの新築等により営業を廃止する普通公衆浴場(新宿区公衆浴場法施行条例(平成24年新宿区条例第25号)第2条第2項第1号に規定する普通公衆浴場をいう。以下同じ。)がある場合には、新たな普通公衆浴場の整備について検討すること。

別表第2

事項	内容
食料品又は日用品を扱う店舗	開発事業の実施により営業を廃止する食料品又は日用品を扱う店舗がある場合には、新たな食料品又は日用品を扱う店舗の整備について検討すること。
公衆浴場	開発事業の実施により営業を廃止する普通公衆浴場がある場合には、新たな普通公衆浴場の整備について検討すること。

附 則

この要綱は、令和8年10月1日から施行する。